

委員長報告から

総務常任委員会

【第10回委員会分】

委員から、新型コロナウイルス関連広報事業について、政府のコロナ対策分科会の尾身会長によると、布製やウレタン製のマスクより不織布マスクの方が感染防止効果が高いようだが、県民みんなが不織布マスクを着用するよう呼びかけるような踏み込んだ広報ができないかとの質疑があり、執行部から、不織布マスク着用の重要性については、政府のコロナ対策本部会議等の資料で認識しており、現在、健康福祉部と連携して、県民向けにスポットCMを計画しているが、御指摘のあった点についても検討し、健康福祉部の意見も聞きながら、どの程度まで踏み込んだ内容にすべきか考えていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、スポットCMがあるのであれば、紙媒体、SNSもあると思うが、明許繰越しに上がっている予算も含めて、どういう方法で、また、どういう点に注意して県民に広報活動をしているかとの質疑があり、執行部から、年代ごとに、重要視され、よく御覧になる媒体がそれぞれにあると認識しており、それぞれの年代向けに媒体を使い分けて実施するという方向で取り組んでいるとの答弁がありました。

さらに、委員から、よくSNSでも県の広報PRを見かけるようになっており、恐らくどの世代もきちんと分かりやすい情報発信をやってもらっていると思うので、引き続き、しっかり広報活動を頑張ってもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、くまモン隊管理運営事業について、2,000万円余の減額補正となっているが、事業者から、当初予定していたイベント等がなくなり、委託料が減額となって、非常に経営が厳しくなったという話を聞いている、新型コロナウイルスの影響は誰のせいでもなく、来年度以降のこともあるので、人件費など既にかかっている経費は、必要経費として見てやったほうがいいのではないかと思うが、いかがかとの質疑があり、執行部から、委託業者とは、出勤の調整など、密に連絡を取っており、金額面も含めて、意見交換しながら進めているが、今後、これまで以上に連携し、先方の意見も酌み取って対応していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、移住定住促進事業について、1億円余の減額補正となっているが、これだけの執行残があるということは、県内市町村の移住、定住の取組の進捗が鈍いということかとの質疑があり、執行部から、お尋ねのあった減額のうち6,600万円余は、国の政策で取り組んでいる移住支援事業の支援金の部分で、これについては、国において設定された東京23区等からの移住の数値目標を各県で割り振った目標に基づいて予算を計上していたものであり、実際の移住者数との乖離が生じており、これは、本県だけではなく、他県も同じような状況だと聞いている、今年度は、この制度を使って40件前後の移住があっており、昨年度より着実に増えてきているところ、来年度以降は、国が設定した目標に基づいて要求した予算を年度後半で減額するのではなく、実態に基づいた予算の設定をしたいと考えている、との答弁がありました。

さらに、委員から、全国の自治体が移住、定住の取組には力を入れているので、熊本からそれぞれの市

町村を選んでもらえるよう、企画振興部だけでなく、各部局と連携して、しっかりと取り組んでもらいたいとの要望がありました。

【第11回委員会分】

委員から、広報事業費のうち、視覚、聴覚障害者等への広報経費について、今定例会で熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例、いわゆる手話言語条例が成立見込みであるが、この条例ができたことによる変化が一番表れるのが、やさしいくまもとまちづくりの広報事業ではないかと思っている、条例の趣旨がきちんと各部各課に伝わり、各分野でもその趣旨に沿った広報活動をきちんとやっていくという視点や体制が必要だと思うので、条例制定後の広報についての意気込みを聞かせてほしいとの質疑があり、執行部から、既に、知事定例記者会見等で手話通訳を入れており、手話をお使いの方々から御意見を伺いながら改善を図っているため、今回の条例制定によって、それをすぐに大きく変えるということはないが、引き続き、密に御意見を伺いながら改善点を把握し、全庁的につないでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、点字や要約筆記なども条例の対象になってくるので、広報の在り方も、今一度、やさしいくまもとまちづくりに資するののかという点を踏まえて、各部各課と連携し、条例ができたから本県の広報活動がこう変わったという実感を持ってもらえるような取組をぜひお願いしたいとの要望がありました。

次に、委員から、市町村行政体制維持・強化支援交付金について、地方行政のデジタル化の推進や市町村間の広域連携等の支援に係る市町村に対する交付金ということであるが、市町村間の広域連携等とはどのようなことをイメージしているのかを教えてくださいとの質疑があり、執行部から、国の第32次地方制度調査会答申で、2040年頃にかけて人口減少等が進み、地域の担い手が減っていく中で、道路などの各種インフラが大量更新を迎えることが予測されており、市町村には、これを見越して、自らの行政サービスが継続して提供できるよう、あらかじめ行政需要やインフラ等の変化の見通し、いわゆる「地域の未来予測」を作っていくことが求められている、各市町村には、まず「地域の未来予測」を作成してもらい、それに従って、行政のデジタル化や公助、共助、自助の連携、市町村間の連携などに取り組んでもらうことが重要であり、現時点で具体的な地域が念頭にあるわけではないものの、そのような取組が進むようにという趣旨で予算を計上しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、個々の市町村への支援に陥らず、その枠を越えて、県全体で、あるいは市町村間で協力して取り組むという発想が大切だと思うので、そういった点をしっかりと押さえた取組を期待しており、たくさんの市町村に手を挙げてほしいとの意見がありました。

次に、委員から、令和4年度の県税収について、令和3年度と比較して200億円程度増加する見通しになっているが、このコロナ禍の中で増収となる分析結果を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、令和3年度の県税収は、当初予算においては、前年度と比較して大幅に減る見込みとしていたが、実際にはほぼ横ばいで、当初予算よりかなり増収となっている、令和4年度の県税収は、当初予算と比較すると、前年度よりかなり増えるように見えるが、法人二税や地方消費税などの増により、令和2年度とほぼ同水準の税収と見込んでいるとの答弁がありました。

さらに、委員から、飲食業、サービス業、観光業などがコロナ禍の前の状況に戻れば、県の税収はもっと増えると考えていいのかとの質疑があり、執行部から、本県に集積している半導体関連産業による税収が、令和3年度も当初の見込みからかなり伸びており、令和4年度も同様の伸びを示すのではないかと考えている、また、地方消費税も、当初の見込みよりコロナ禍の影響は少なかったことから、レジャーや観光関係が伸びてくれば、当然プラスの影響があると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、午後9時には店が閉まる今の生活に慣れてしまうところもあるかもしれないが、消費喚起ができる状況になったら、県庁全体で消費喚起に向けた取組を進める必要があり、TSMCの進出もあるので、経済状況を分析しながら、県税収確保のために力を合わせて頑張ってもらいたいとの要望がありました。

厚生常任委員会

【第9回委員会分】

委員から、高齢者施設等におけるクラスター発生防止対策事業等について、感染者の増加に伴い、検査希望者や対象者も増えている中、検査試薬が足りない状況とも聞かすが、試薬の現状はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、抗原検査キットについては、国が1日100万回分の増産、輸入をしようとしているものの、県内の卸業者によると、供給不足の解消には一定の時間がかかり、日々在庫も減ってきているとのことであるが、高齢者施設等に対する集中検査については、要望調査により必要となった8万回分について、週1回、2万回分ずつを4回に分けて配送することで、予定していた週1回の集中検査を実施する体制は取れているとの答弁がありました。

さらに、委員から、民間の流通を県でコントロールすることは難しいと思うが、検査を受けたくても受けられないことに対する県民の不安が増して、足りない検査試薬を取り合うような状況にならないように配慮してほしいとの要望がありました。

関連して、委員から検査試薬が足りない中で、新しいPCR検査の方法も出てきているので、PCR検査を実施する民間の医療機関や事業者が補助の対象になる場合は、情報提供を行い、検査体制の充実につなげてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、子育て支援強化事業費補助金について、保育所等が休園した場合に代替保育を実施する市町村に対する助成とのことだが、親からだけでなく、企業側からも、働き方改革が叫ばれる中で、親が大方有休を消化してしまい、休園になったら欠勤扱いとならざるを得ないと聞いており、いろいろな相談があっていると思うが、どのような状況かとの質疑があり、執行部から、保育の実施者である市町村から聞く中では、休園の状況にもよるが、保育のニーズに応える必要から、どうにかその園で感染対策や人員をやりくりして、どうしても保育が必要な方を預かることが多いようで、よその園に預けるといのは難しいというのが現状であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、休んだときの給与の補償は、小規模な企業だとなかなか担保されておらず、今後、もう少し柔軟な対応が必要になってくると思うので、市町村とも連携して、生じている問題や保護者のニーズの把握に努めてほしいとの要望がありました。

【第10回委員会分】

委員から、健康福祉部長の総括説明の中で、ワクチンの追加接種を進めるため、県民広域接種センターによる接種加速化などに取り組むとあったが、昨年の夏と比べると副反応のおそれや重症化している人が少ないことなどが理由と思われる接種ペースの鈍化を感じているところ、ファイザーの予約枠は埋まる一方で、モデルナの予約枠はなかなか埋まらなると聞くが、2回目接種をした約140万人の県民が2回接種した際のファイザーとモデルナの割合はどれくらいかとの質疑があり、執行部から、モデルナは、職域接種と県民広域接種センターのみで接種しており、一般の県民は主にファイザーを接種しているため、ファイザー9、モデルナ1の割合となっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後ファイザーとモデルナのワクチン配分が半々になるという話がある中、いかにモデルナの接種率を上げて、交接種を進めるかが重要になってくると思うので、市町村とも連携して、接種したい方がスムーズに受けられるようにしてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、ワクチン接種を進めることは社会的な要請であり、県民にいろいろな情報を周知することが大事だが、デジタル化の進展に合わせて、いわゆるZ世代の若い世代にも情報が届くように発信方法を工夫してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、子ども食堂活動支援事業、子ども食堂等応援事業に関連して、子ども食堂を自発的に運営している民間の方々を支援していくことは大事なことであり、運営費や食材費などを寄附に頼っておられる状況の中、食材の支援を行うフードバンクが各広域本部に1か所ぐらい設置できるようにしてはどうかと思うが、フードバンクの支援策はないのかとの質疑があり、執行部から、フードバンクについては、環境生活部における食品ロスの削減の一環として取り組まれており、健康福祉部では、子ども食堂の支援を中心として取り組んでいるが、フードバンクの事業を行っている団体からも話を聞くなどしており、今後も環境生活部とも連携して、必要な支援を行っていききたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、ぜひ、関係部署との連携を深めて、お互いが有効に結びつくように事業を構築してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、医師確保総合対策事業、自治医科大学経常運営負担金に関連して、修学資金の貸与等を受けられた医師には、僻地診療所等に勤務する、いわゆる「義務年限」を終えられた後も、そのまま地域に残ってほしいという願いがあるものの、医師御自身の判断により残っていただけないとの課題もあると聞いており、今後どれだけの医師が残ってもらえるかが大事であるが、義務年限後も残ってもらえるような取組は行っているのかとの質疑があり、執行部から、熊大医学部地域枠卒の医師については、まだ義務年限中であるが、義務明け後も熊大医局の人事の中で異動されるので、熊本に残っていただけるものと考えている、一方、自治医科大卒の医師については、これまで、義務年限が終了した方64人のうち36人が熊本に残られており、残留率56.3%であるが、直近の10年間で見ると、もともと熊本出身で、熊大の医局に入られている方も多くなっているということもあり、18人中14人が残られている、自治医科大卒の義務年限中の医師とは年1回程度面談をし、御本人の今後の希望の確認や本県医療でのキャリアの生かし方についての助言を行うなどの取組を行っているが、引き続き、熊本に残っていただけるような働きかけや環境づくりを行っていききたいとの答弁がありました。

次に、委員から、障がい児・者歯科医療提供体制強化事業に関連して、現在、障害児・者の歯科診療

は、県歯科医師会口腔保健センターと熊本市内の基幹病院である熊大病院、国立熊本医療センター、県北圏域のくまもと県北病院が担っていると思うが、県南圏域における歯科診療の拠点病院がないことについて、どのように考えているのか、また、今後の見通しはどうかとの質疑があり、執行部から、県下第2の都市八代市がある県南の八代圏域には、歯科診療ができる病院がない状況であり、以前から地元歯科医師会や県歯科医師会でも病院歯科の設置を熱望されていることから、今年1月に、熊大病院、県歯科医師会、八代歯科医師会、県の4者で、八代圏域の病院歯科の設置に向けた対策会議を開催し、協議を始めたところである、歯科診療ができる病院の設置には、地元の合意形成や施設整備等の必要もあり、簡単に進むものではないが、引き続き、関係者と連携しながら対応していきたいとの答弁がありました。

経済環境常任委員会

【第10回委員会分】

委員から、食品品質表示指導事業について、国によるアサリの産地偽装に係る調査結果の発表前に、本県として、アサリの産地偽装に係る立入検査を定期的に行っていたのかとの質疑があり、執行部から、定期的ではなく、疑義情報を把握した際に、随時、立入検査を行ってきたとの答弁がありました。

さらに、委員から、これまで、産地を偽装したものが流通しているという認識はあったのか、との質疑があり、執行部から、平成15年以降、8件の指示、公表を行っており、偽装事案の疑いを持って立入検査も行っていたが、書類の保存が努力義務であったり、保存期間が極めて短期間であることから、事実を確認できないことがかなりあったとの答弁がありました。

関連して、委員から、産地偽装110番について、2月8日の出荷停止以降の通報の状況を教えてもらいたい、との質疑があり、執行部から、最近では、通報件数も減ってきているが、出荷停止以降も熊本県産と表示したアサリが売られていたという情報もあり、これらについては、買い取ってDNA検査を行うなど適切に対応しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、長いところルールの見直しに関する国への要望について、国の状況はどうなっているのか、また、国が運用を変えないと、長いところルールからアサリを適用除外することはできないのかとの質疑があり、執行部からは、消費者庁からは、貝類の他の産地や品目の状況を勘案していく必要があると聞いている、2か月間でしっかり対応したいと言われているので、随時、確認をしていきたい、また、長いところルールについては、消費者庁が全国的なルールとして運用しているものであり、県だけの解釈で進められるものではないので、国に見直しを強く求めて連携していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から営業時間短縮要請協力金事業について、第4波、第5波分の協力金を200億円以上減額することになったのはどのような事情か、との質疑があり、執行部から、協力金の申請店舗数は、約8,000店舗と想定どおりであったものの、協力金が不足することのないように予算化していたところ、売上げ等に応じた支払い実績額が約6割にとどまったため、減額することになったものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、飲食店の感染防止対策に係る認証事業について、認証制度を利用することにより、実際に感染を抑えられているのかとの質疑があり、執行部から、第6波においても、認証店からクラスター

は発生していないので、感染防止拡大の効果はあると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、外国人材受入事業者支援事業について、技能実習生を含む労働者の入国緩和が現在言われているが、本県の外国人材の現状はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、県内の外国人労働者は約13,000人で、そのうち7,700人が技能実習生となっており、技能実習生の数は昨年より約9パーセント減少しているとの答弁がありました。

【第11回委員会分】

委員から、雨水浸透施設促進事業について、どのような内容か、また、地下水保全対策費に関連して、今回進出するTSMCや関連企業に対する地下水涵養等についての指導はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、雨水浸透施設促進事業は、地下水保全区域を対象として、雨水浸透施設等の設置効果や適地、不適地を検証するものである、また、TSMCに対する地下水に係る指導については、合弁会社に参画するソニーが実施している節水や敷地内外での地下水涵養と同等以上の取組を実施するよう申し入れており、今後進出する企業についても、できる限りの地下水涵養等の取組を要請していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、水俣病総合対策事業費の治療研究事業扶助費について、認定申請後1年経過した方を対象としているが、対象人数、申請からの経過年数と理由を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、令和4年2月末時点での支給対象者は170名で、1年以上経過している理由は、体調不良や仕事の都合ですぐに検診を受けられないなど個々に事情があり、それぞれ自宅訪問や文書等で連絡を取りながら丁寧に進めている、なお、対象者のうち、申請から10年以上経過している方が10名おられるとの答弁がありました。

次に、委員から、高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業に関連して、これまでの実績と今後の見込みについて教えてくださいとの質疑があり、執行部から、今年度は、交通安全推進連盟と連携して、700台分のドライブレコーダー設置に対する補助を実施しているが、来年度からは2か年計画でドライブレコーダーと踏み間違い防止装置の設置について補助を行うこととしており、令和4年度はそれぞれ2500台分の予算を計上しているとの答弁がありました。

次に、委員から、アサリの産地偽装について、国に要望している長いところルールの見直しは、どのような点がハードルとなっているのか、また、2か月後の見込みについて教えてくださいとの質疑があり、執行部から、現在、消費者庁において、他の貝類への影響などを考慮して水産庁と協議されているが、アサリは国内間でも移動があり、そういった国内の例にも配慮しなければならないことから検討に時間を要していると聞いている、2か月後の見込みについては、本物の熊本県産アサリを出荷するときには、併せて、偽装の取締りをしっかり行うことは国も十分理解しているので、それまでに対応してもらえらるものと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、なりわい再建支援事業について、事業者への意向調査もしながら、ある程度は順調に実施されていると思うが、いまだに申請できていない事業者について、その理由を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、公共事業の影響で申請ができない事業者を30件程度把握しており、この方々については、今年度の2月補正予算で対応することとしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、外的要因により申請ができない事業者については、引き続き支援をお願いしたいとの要望がありました。

農林水産常任委員会

【第7回委員会分】

委員から、スマート農業導入加速化事業について、具体的にどのような機械がスマート農業に活用されているのかとの質疑があり、執行部から、最も導入が進んでいるのはドローンで、県内に150台ほど導入され、延べ約4,600ヘクタールの水田等で防除のために使用されている、ほかに施設園芸での複合環境制御施設、畜産での搾乳ロボットも多く導入され、省力化が図られているが、スマート農業機械自体が高価で導入されにくいという課題があるとの答弁がありました。

さらに、委員から、農業のスマート化を進めることにより、作業の軽減が図られ、ぜひ、大きな課題である後継者確保につながるよう、頑張って推進してほしいとの要望がありました

関連して、委員から、同じ作物を作っても上手な人とそうでない人がおり、これを技術的に解決することが大事だと思うので、以前紹介してもらったトマト作りをパソコン上の管理でほぼ完結させる方法と同じような管理方法がほかの作物でもできるよう、県で検討を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業について、廃作や転作により、全国的にたばこの耕作面積がかなり減るとい話を聞いているが、日本一の耕作面積を誇っている本県はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、全国の葉たばこ栽培面積減少率が31%なのに対し、本県は20%程度に留まることから、変わらず全国1位だと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、葉たばこは、J Tによる100%買上げの契約栽培となっており、農家経営が安定しているので、今後、ほかの産品においても契約栽培を目指して取り組んでほしいとの要望がありました。

次に委員から、「くまもと黒毛和牛」トップブランド戦略対策事業について、「くまもと黒毛和牛」の統一ブランドをつくって約1年経過するが、これまでの事業効果はどうか、また、新規の「くまもとの牛肉」首都圏流通ルート開拓支援事業については、統一ブランドで実施していくのかとの質疑があり、執行部から、統一後約1年が経過し、コロナ禍にあっても、農業団体や企業畜産が結束して取り組んでいくという機運が高まっているほか、従前は販売物に年間5万枚貼られていたブランドシールが、統一後は、12月までの3四半期で既に150万枚が貼られて販売されるなど、県内外の多くの消費者の目に触れることとなっている、また、首都圏流通ルート開拓支援事業についても、統一ブランドでの実施を考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、ブランドのシールが30倍に増えたのは、間違いなく効果の現れであるが、価格上昇にもつながるよう、農業団体、企業畜産とともに、意識をもってブランド化を目指してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県産アサリブランド再生事業に関連して、アサリの出荷を再開した時に、純熊本産のアサリだけを熊本県産アサリとして売っていくのか、それとも蓄養した外国産のアサリが混在したまま売ることになるのかとの質疑があり、執行部から、出荷停止期間中に、純熊本産のアサリを確実に消費

者へ届ける仕組みをまず構築するため、熊本県産アサリブランド再生協議会の中で議論していただき、実践可能な仕組みを検討していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、出荷が始まるまでには、熊本県産は熊本で取れたものだけという考え方を確立してほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、熊本県の本気度を見せていかないと消費者の信頼回復はできないので、有明海のアサリ生産地においては蓄養や養殖を認めない、熊本からは中国産、外国産は出さないという徹底した環境をつくりあげるように取り組んでほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、アサリのみならず、熊本産ブランドに対する消費者の信頼を回復するため、これまでの対応への反省も含めて、積極的な姿勢を示してほしいとの要望がありました。

【第8回委員会分】

委員から、産業動物獣医師のための修学資金給付事業について、畜産業者から、獣医師の高齢化が進み将来が不安であるという声を聞くが、本事業による獣医師の確保はどのような状況にあるのかとの質疑があり、執行部から、修学資金を活用して、これまでに12人の獣医師が農業共済組合や県へ就職している、今後は、高校生に加えて、小中学生まで対象を広げて獣医師の仕事について説明を行っていくとともに、地域に獣医療を提供する体制整備のための協議会を設立する動きもあるので、その中に県も入り、助言、指導を行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、獣医師の確保は、畜産の基盤の一つなので、しっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本型みどりの食料システム戦略推進事業について、国のみどりの食料システム戦略に基づいて県が新たに実施する事業なのか、また、本事業は、化学肥料や農薬を減らすことに取り組むのかとの質疑があり、執行部から、本事業は、本県が平成2年度から国に先んじて取り組んでいる土づくり・減農薬運動等により培ってきた技術を生かして、さらなる化学肥料や農薬の削減に向け、県農業研究センターにおいて様々な技術研究に取り組むものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、化学肥料や農薬を減らした結果、生産量が減少したり、価格が低下することが懸念されるので、生産量の維持、増加につながるよう生産者と連携して、しっかり成果を出してほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、新しいみどりの食料システム戦略においては、環境に配慮した農業について消費者に理解してもらうことが最も重要であり、消費者に買い支えてもらえるよう、もっとアピールしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、水産物供給基盤機能保全事業費について、牛深ハイヤ大橋の損傷に伴い、令和3年9月の委員会で、京都府にある同じような構造の橋梁で支承の損傷が発生しているの、関連性があるかどうかについて情報共有し、連携して対策を取るようになってほしいとの発言をしたが、その後、京都府との情報共有は行ったのかとの質疑があり、執行部から、対応状況等の問合せを行い、恒久対策も含めて工事を行い、通行止めから完了まで13か月かかって昨年10月下旬に通行を再開していること、損傷の原因は、製作時に発生したローラー内部のひび割れに長期間力がかかり、壊れたと推察しているということを知

ているとの答弁がありました。

さらに、委員から、牛深ハイヤ大橋の場合も、支承の設計、製造の段階で問題があったのかどうかも含めて原因を調査するとともに、原因によっては費用圧縮の可能性もあるので、京都府と連携して対策を検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県産アサリ産地偽装対策、再生に向けた取組について、県は蓄養をなくしていくという方向で検討しているが、中国産アサリを蓄養し、偽装することなく中国産アサリとして出荷している方々が生業を失って路頭に迷うことのないようにするとともに、アサリの増殖にシフトしていけるように考えていく必要もあると思うが、いかがかとの質疑があり、執行部から、生業としての漁業をどう再生できるのか、そして漁業ではない蓄養から転換して、本来の漁業に力を注いでもらえるような仕組みを考えていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、本県水産業の歴史として、真珠やクルマエビの養殖に外国産の種苗を導入したことで壊滅的な被害を受けたという実経験があるが、外国産の種苗に対して、県はこれまでどのような指導を行ってきたのかとの質疑があり、執行部から、外国産の種苗については、病害発生の原因と疑われるものが多いので、漁協等に対して、放流の際はできるだけ外国産の種苗を使用しないように指導しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、これまでの失敗を繰り返すことなく、アサリの生産、増産に向けても外国産が影響しないように水産振興、漁業振興を図ってほしいとの要望がありました。

建設常任委員会

【第7回委員会分】

委員から、流域下水道事業会計の弓削ポンプ場管渠修繕に係る専決処分について、下水管は毎月23日までに仮復旧したとのことだが、適切な維持管理が行われていたのかとの質疑があり、執行部から、下水管については、ポンプ場の機械等とともに指定管理者に点検等を委託しているが、指定管理者において、週3回の点検に加えて、機械については詳細な点検を行っている、また、幹線の管の下水管は5年ごとに点検を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後も同様の事故が起こらないとも限らないので、今回の反省の上で、しっかりと維持管理に努めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、工事請負契約の変更について、契約締結日の積算基準及び設計単価の変更、及び週休2日工事の取組による契約金額の変更で、1割5分程度の増額ということだが、全ての工事が同じくらいの割合で増額となるのかとの質疑があり、執行部から、週休2日の取組による増額は3～4%程度で、契約締結日の積算基準及び設計単価の変更による増額は公告日と契約日との間の単価変動により金額が異なるため、一概に全ての工事で1割程度増額になるということではない、災害等の緊急的な工事を除き、全て週休2日対象工事として入札を行っているが、入札時点では落札者が週休2日に取り組むかどうか分からないため、当初積算段階では週休2日の経費を見込んでおらず、工事契約後に、4週6休や4週8休など、実際の週休2日の実績に応じて経費を補正し、適正な金額に変更することとしているとの答弁があり

ました。

次に、委員から、道路の管理瑕疵に係る専決処分について、渋滞で停車中の車に交通標識が倒れたとのことだが、これは標識の自然劣化による倒壊なのか、との質疑があり、執行部から、標識の根元にさびが生じ、倒れたものであるが、この事案発生後の10月から12月にかけて、全標識について点検を実施した結果、50数本の異常を確認し、全て対応済みであり、標識も重点パトロールの年間計画に位置付け、しっかりと点検していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、がけ地近接等危険住宅移転事業費について、減額補正となっており、県民の理解が得られず、移転が進んでいないと感じるが、現在の状況はどうか、との質疑があり、執行部から、本事業は、危険地区からの移転促進事業として、国の社会資本整備総合交付金を活用して、土砂災害危険住宅移転事業と併用して行う事業であるが、対象となる建築物は、既存不適格の昭和26年以前の建築物であるため、県の建築基準条例施行から70年以上が経過し、対象の建築物が減少してきているとの答弁がありました。

さらに、委員から、対象となる昭和26年以前の建築物は、残っていたとしても、かなり件数が少ないことは理解できるが、本事業について、制度を見直す時期などは考えていないのかとの質疑があり、執行部から、本事業は、除去費用と建設費の利子補給に対する補助のため、金利が低い状況の中では事業の利用も進まないことから、2、3年前から、国に対し建設費そのものに対する補助等への制度見直しを要望しているとの答弁がありました。

【第8回委員会分】

委員から、公共工事品質向上対策事業に関連して、建設産業において働き手の減少が進むと、今後の公共工事の品質確保への影響が懸念されるが、どのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、働き手の確保につながる労働環境の改善を目的として、週休2日制工事を導入したり、柔軟な工期の設定ができる余裕期間制度を積極的に活用しているほか、技術者等の不足を補うために、現場の生産性の向上を目的として、ICT活用工事等を導入しているとの答弁がありました。

次に、委員から、令和2年7月豪雨に係る人吉市、球磨村への復興支援について、今定例会で、県として新たな組織で臨むとの知事答弁があったが、土木部からもかなりの技術職員を新たな組織に配置することになるのかとの質疑があり、執行部から、組織体制については、土木部からもある程度の人員を割いて、球磨地域振興局内に新たな組織をつくるよう準備を進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、街路事業費に関連して、益城中央線の4車線化について、土木部長の総括説明の中でも、令和5年度末の部分供用開始に向けて工事を進めているとあったが、どのくらいの距離を供用開始するのかとの質疑があり、執行部から、熊本市から益城町の惣領神社がある惣領交差点までの約1.6km区間の供用開始を目指して進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、その区間には未買収地があると聞いているが、未買収地について収用手続きが行われると、住民の反発が起きることも考えられるため、できれば話合いで解決してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、河川整備計画について、令和2年7月豪雨を受け、球磨川水系では河川整備計画の策

定が進められているとの報告があったが、県内の他の河川でも河川整備計画の策定が始まっているところがあるのかとの質疑があり、執行部から、災害復旧助成事業の実施に伴って、芦北町の佐敷川や県北の関川で河川整備計画の策定に取り組んでいるほか、その他の中小河川においても、整備の優先度を考慮し、取組を進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、豪雨災害後、河川流域にお住まいの方などから、地元の川も危ないのではないかとこの話も聞くので、国や市町村とも打ち合わせ、災害が起こる前に河川整備計画の検討を進めてほしいとの要望がありました。

教育警察常任委員会

【第6回委員会分】

委員から、教職員退職手当、教職員給与費について、それぞれ教職員退職手当が1億8千万円余、小学校教職員給が8億5千万円余の減額と、減額する金額が大き過ぎると思うが、どのような理由によるのかとの質疑があり、執行部から、退職手当については、当初予算で見込んだ退職者数及び一人当たりの金額の減少、小学校教職員給については、自己都合退職や育休取得等の影響によるものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県育英資金等貸与特別会計の貸付金について、当初予算8億6千万円余に対し、3億円弱の減額補正であり、当初予算との金額がかけ離れているように思うが、当初の所要見込額そのものの算定に問題はなかったのかとの質疑があり、執行部から、例年、過去3年の貸与実績の平均等を踏まえ、貸与希望者数を見積もって積算しているが、実際に借りられる方が見込みより少なかったことによる減額であり、借りられる方が少なかった理由としては、将来的な借金になるといった点にあるのではないかとと思われるが、今後の積算方法については、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県立学校修学旅行支援事業について、県立学校の修学旅行の実施状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から新型コロナウイルスの蔓延により、1月から3月までの30校の企画が延期の方向で検討されているとの答弁がありました。

さらに、委員から、来年度においては、子供達のため、工夫して学校が修学旅行を実施できるよう取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、警察一般管理費について、アジア・太平洋水サミット等イベント関連経費が減額補正となっているところ、サミットは予定どおり開催されると聞いているが、その準備に影響はないのかとの質疑があり、執行部から、新型コロナウイルスの感染拡大により、視察等が中止になったが、関係の県、警察署等との連携を図りながら、安全、安心な会議を開催できるよう万全な準備を進めているとの答弁がありました。

【第7回委員会分】

委員から、生活安全警察運営費について、サイバー犯罪対策のこれまでの成果と来年度予算に対して期待される効果を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、令和3年中の県内のサイバー犯罪検挙件数は

245件で、前年と比較して24件増えており、主な罪種は、不正アクセス禁止法違反、コンピューター電磁的記録対象犯罪、ネットワーク利用の犯罪である、産学官の連携により設置された機関で捜査員を研修させるなど、さらに人的基盤を強化して、様々なサイバー犯罪に対処していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、交通安全施設費について、議会において交通安全水準向上宣言決議も行っているが、対前年度比ではどのくらいの増になっているのか、また、交通信号機設置の要望は多いと思うが、要望に対してどの程度設置する予定かとの質疑があり、執行部から、対前年度比で4.1%の増となっており、信号機の設置については、昨年の要望件数65件に対し、十数か所を予定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、要望があっている信号機は、交通安全のためになるべく早く設置できるよう積極的な予算確保に努めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、総合治安対策費について、防犯カメラの設置が予定されているが、犯罪の検挙につながる防犯カメラは、自治体でも積極的に設置されているところ、警察と自治体では設置についてすみ分けがあるのかとの質疑があり、執行部から、防犯カメラは、地域の安全安心の確保を目的に自治体、警察それぞれが設置していると認識しているが、警察は、特に県民のプライバシーに配慮した適正な管理、運用を行うため、県公安委員会規則に基づき管理、運用を行い、自治体では自治体の規程等に基づき管理、運用が行われており、犯罪が発生した場合は自治体に対し協力を依頼しているとの答弁がありました。

次に、委員から、花畑交番整備事業について、来年度予算に花畑交番の建て替えのための用地購入に要する経費が計上されているが、今後のスケジュールを教えてくださいとの質疑があり、執行部から、令和4年度に用地を購入し、令和5年度に設計委託、令和6年度から建設工事を行い、令和7年度での完成を予定しているとの答弁がありました。

次に、委員から、県立高等学校施設整備事業に関連して、空調関係経費が公費で負担されることについては感謝するが、PTAが積み立ててきた空調整備のための積立金はどのような取扱いになるのかとの質疑があり、執行部から、PTAが大事に積み立ててきた空調整備のための積立金については、これまで県立高校のPTA連合会、校長会等と今後の取扱い等について協議してきたところであり、今後も、空調の設備や積立金等の取扱いや寄附については、各PTAにしっかりと説明を行い、御理解と御協力を得ながら丁寧に進めていきたい、また、空調の公費化については、空調を整備してこられたPTAに感謝の気持ちを持って、進めていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業について、教員の成り手が減少する中で、教員だけでは問題解決は難しいという話を聞いているので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用が進むよう、予算をもっと充実してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、高森高校環境整備事業について、全国でも初めて県立高校に漫画関連学科が設置されるということで、県立高校の魅力化につながる画期的な取組と大変期待しているが、取組状況を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、3月の定例教育委員会で正式に学科名が決定され、今後1年間は高森町をはじめ関係機関と連携し、県内及び県外からも生徒が集まるよう広報活動に取り組み、高森高校の魅力化、高森町の活性化につなげていきたいとの答弁がありました。

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

本委員会は、高速交通体系に関する件、熊本都市圏交通に関する件について審議してまいりました。

本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行いました。主な内容を、要約して御報告申し上げます。

まず、「高速交通体系に関する件」では、高規格幹線道路等の整備、航空路線の利用促進、熊本空港の運営の民間委託とアクセス改善について、執行部から説明がありました。

これに対し、委員から、本県では、九州中央自動車道の矢部清和道路や中九州横断道路の天津熊本道路、天津西から合志の新規事業化に向けた手続きが進められている。加えて、熊本天草幹線道路や有明海沿岸道路、南九州西回り自動車道など、国直轄だけでも5路線で事業が展開されており、本県の幹線道路整備は大きく前進している。そのような中、新広域道路交通計画において、熊本都市圏に新たに位置づけられた3つの道路は、これまでと同様に税金を投入して整備すると時間がかかるため、有料道路方式での検討など、事業手法も含めて論議してほしいとの意見が出され、執行部から、都市圏部会を設置し、有料道路のほか、様々な手法を関係機関とともに検討して進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、航空路線の利用促進について、TSMCの熊本進出による台湾路線への影響として、今後、台北線の誘致を含め、高雄線の重要性をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、TSMCの件については、高雄線の復便や、新規路線としての台北線の実現にとって有意義な話と認識しており、今後も航空会社との協議を進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、半導体や農作物の輸出など、本県にとっては貨物便の運航も大きな意義があるが、現在の状況はどうかとの質疑があり、執行部から、現在の熊本空港では貨物の取扱は少ないが、航空会社としては、コロナ禍でも貨物の取扱は好調であり、既存路線の復便、新規路線の就航とともに、航空貨物の取扱いについても検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、フジドリームエアラインズの熊本～静岡線が、利用者が少なく運休とならないよう、県としてもバックアップしてほしいとの要望がありました。

次に、熊本空港へのアクセス改善について、執行部からの、空港アクセス鉄道検討に係る調査結果の説明に対し、委員から、この事業は、そもそも黒字化することを前提に努力することは当然だが、一方で、社会インフラとして考えると、道路と同様に社会の中で必要なものという公共事業として取り組む必要があるとの意見が出されました。

また、委員から、TSMCの熊本進出に伴い、空港アクセス鉄道を追加検討する意味合いは何かとの質疑があり、執行部から、人や物の流れに大きな変化が見込まれるため、豊肥本線や空港アクセス鉄道にどのような影響があるかを含めて検討したいとの答弁がありました。

また、委員から、TSMCは、本県における過去最大のインパクトがある企業進出であり、その影響を検討しない方がおかしい。将来に禍根を残さないようしっかりと検討してほしいが、スピード感を持って取り組んでほしい。いつごろ報告書が出来るのかとの質疑があり、執行部から、これまで1年以上かかった調査期間を可能な限り短縮し、令和4年には必ず調査結果を報告したいとの答弁がありました。

また、委員から、空港アクセス鉄道は、そもそも空港利用者のためのものであり、視点がずれないように

に検討してほしい。三里木ルートのご検討が進んでいたが、他のルートを追加検討する理由については、地元にもしっかりと説明してほしい。追加調査の需要予測は、慎重に算出する必要がある。三里木ルート以外となる場合は、県民総合運動公園のアクセス改善も考える必要があるなどの意見が出されました。

次に、「熊本都市圏交通に関する件」では、現状及び施策の主な取組について、執行部から説明がありました。

これに対し、委員から、熊本都市圏の渋滞緩和に向けた取組について、新広域道路交通計画に掲げた「10分・20分構想」に係る検討など、これまで検討を積み重ねてきたが、これからは、いかに実行に移すかが大事であるとの意見が出されました。

また、委員から、国道57号東バイパスの都市内交通円滑化について、どのような取組を考えているのかとの質疑があり、執行部から、国が、既存計画も含めて熊本都市圏に求められる道路網について、今年度、交通量推計を実施すると聞いている。その中で、東バイパスの円滑化についても検討されていくものと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、熊本市と十分に連携し、課題を解決しながら取り組んでもらいたいとの要望がありました。

以上が、本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査する必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおり、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。また、高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告といたします。

有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会

本委員会は、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び2050年県内CO₂排出実績ゼロに向けた取組に関する件について、審議を行ってまいりました。

本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、「有明海・八代海再生」においては抜本的な干潟等再生方策の検討やアサリ等の水産資源回復等による漁業の振興等について、「ゼロカーボン社会推進」においてはゼロカーボンに向けた具体的行動や成果の見える化、再生可能エネルギーの導入推進等について重点的に審議を行いました。

また、昨年11月には、早稲田大学法学学術院法学部の森本英香教授をお招きし、ゼロカーボン社会の推進に関する勉強会を開催しました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、執行部から、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興について、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、八代海湾奥部の今後の取組方針等に関しては、地元自治体や漁業者等の関係者と意見交換をするということになっていたが、どのようになっているのか、との質疑があり、執行部から、令和3年8月から9月にかけて関係市町や漁協と意見交換を行い、宇城市からは水害に係る防災対策を今

後も支援してほしいとの要望があり、また、漁協からは湾奥部を漁場として活用したいという意見はなく、それ以外の海域について覆砂による漁場整備や港の泊地の確保等を推進してほしいとの意向であり、今後は水害リスクの軽減に向けた取組みを推進し、湾奥以外において地元と連携した漁業振興に取り組む、との報告がありました。

次に、委員から、アサリ資源回復に向けた取組としての母貝団地形成については、今後、どのように取り組んでいくのか、という質疑があり、執行部から、鏡町漁協の取組を参考にし、横島漁協、松尾漁協等において被覆網による食害防止、波浪による散逸防止等の改良試験に取り組んでいる。また、本県だけでなく沿岸4県で連携し、母貝の数を増やし、稚貝を着底させる形で資源を回復させていきたい、との答弁がありました。

さらに、委員から、アサリを保護するために覆砂、しゅん濇、作濇等の事業を行っているが、漁獲量は年々減っている。今の方法で良いのか、との質疑があり、執行部から、今まで覆砂、作濇、ナルトビエイ駆除、母貝団地の形成等の事業をやってきたが、アサリが減った原因は様々であり、これらの取組を地道に積み重ね、アサリの漁獲量を増やしていきたい、との答弁がありました。

次に、執行部から、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、家庭で実践していただきたい取組に関して県が作成する「県民行動ブック」の作成部数や、配布先について質疑があり、執行部から、webからもダウンロードを可能とするが、冊子としては27,000部程度を作成して市町村や学校等へ配布する、との答弁がありました。

さらに委員から各家庭でできる取組が一目瞭然で分かるようなものを作ってほしい、学校での教育にも力を入れてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、風力発電等の再生可能エネルギー発電施設の立地に係るゾーニングについて、ゾーンを絞り込むと立地場所の選定が難しくなり、逆に広げ過ぎると意味がないが、このバランスをどう考えているのか、という質疑があり、執行部から、今年度は地図情報を基に土地利用規制等の状況を把握し、来年度から事業者へのヒアリングを経て、市町村の意見を聞きながらゾーニングを固めていく、との答弁がありました。

次に、委員から、各電力会社による電力の供給が賄えている場合は太陽光発電等の出力制御を行っているが、むしろ、太陽光発電等の再生可能エネルギーを優先するべきではないか、との質疑があり、執行部から、先着優先ルールというものが、大手電力会社が優先されて、後発の太陽光発電等は制御される状態であるが、これについては、接続の優先順位について、再生可能エネルギーを優先してほしい、と毎年国に要望している、との答弁がありました。

次に、委員から、森林環境譲与税の執行状況について質疑があり、執行部から、令和元年度から3年間での市町村への譲与額は約23億円、執行率は52%の見込みであり、残り48%の約11億円については基金に積み立てられる見込みである、との答弁がありました。

関連して、委員から、森林整備がカーボンニュートラルの要であるから、基金に積み立てるのではなく、県と市町村が一緒になって森林整備を進めていくべきである、との意見がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査する必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とするこ

とに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおり、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員長の報告といたします。

地域対策特別委員会

本委員会は、新たな地方創生への取組に関する件、行政サービスの維持向上に関する件について、審議して参りました。

本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行いました。本年度は、昨年度から引き続き、感染拡大と収束を繰り返した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、管外・管内視察の実施も見送りとし、委員会は現地調査を伴わない会議を中心としたものとなりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を、要約して御報告申し上げます。

まず、新たな地方創生への取組に関する件であります。

DX（デジタルトランスフォーメーション）関係、移住定住等関係の施策を中心に審議を進めました。DX関係については、各定例会を通して、執行部から国・県の施策の動向、DX関係施策、DXくまもと創生会議の検討状況及び検討結果が説明されました。移住定住関係では、各定例会を通して、近年の人口動態、昨年度実施された移住者アンケートの結果、移住定住の促進に向けた取組の状況が説明されました。

これに対し、委員から、市町村・民間に対する県のデジタル化支援はイメージしやすいが、DXについては、県はどのような関わり方ができるのか、との質疑があり、執行部から、一例として、スマートシティやスーパーシティの取組に対する県・自治体の役割は、地域課題を持っている県民・市民・事業者と、地域課題を解決したいと思っている民間事業者や学術機関とのコーディネートなどが考えられる、との答弁がありました。

次に、委員から、県においてDXを推進する上で、令和4年度以降の組織の拡充、あり方の見直しに関する質疑があり、執行部から、体制の強化、外部監査で指摘があったCIO（最高情報責任者）・CDO（最高デジタル責任者）・民間人材の登用など、来年度に向けて庁内で議論・検討している、との答弁がありました。

次に、委員から、くまもとDXグランドデザインは隔々まで行き届いたよくなったプランだが、中でも人材育成が重要であり、技術系の高等学校での取組を進めるべきではないか、との質疑があり、執行部から、DXグランドデザインに基づくプロジェクトに取り組む中で、技術系の高等学校との連携も視野に入れていきたい、との答弁がありました。また、委員から、人材育成はすそ野を広く、中等教育から行った方がよい、との意見がありました。

次に、委員から、県内にはスマホを持っていない高齢者も多いが、情報格差の解消に向けての実証事業などは考えているのか、との質疑があり、執行部から、総務省が予算を確保し、携帯キャリア（通信回線事業者）4社を通じて高齢者等に対するスマホ操作研修を行っており、県としては、国の動向を見極めながら、必要に応じて対応していきたい、との答弁がありました。

次に、委員から、地方部には集落によって携帯の不感地域もあり、災害等を考えるとそれをなくすよう

な取組の検討も必要だと思うがどうか、との質疑があり、執行部から、人が住んでいる地域における携帯電話エリアは99.9%とほぼ県内全世帯をカバーしているが、携帯電話が繋がらない地域も残っている、これらについては、総務省から携帯4キャリアに対し、5G基地局整備の許可の際、2023年度末までに不感地域を解消することが求められているところであるが、県としても、不感地域解消に向け、地域と携帯キャリアや国との橋渡しについて対応していく、との答弁がありました。

次に、委員から、移住定住関連では、熊本の魅力を伝えるだけでなく、生活環境の整備も大切ではないか、との質疑があり、執行部から、移住は人生に関わる重要な決断であり、生活環境も大変重要であると認識している、単純な憧れを持ってもらうだけでなく、実際に熊本での生活をイメージしてもらうことが必要、市町村も環境整備に取り組んでいるので、県も市町村を支援するとともに、暮らしの面も含めてPRしていきたい、との答弁がありました。

次に、行政サービスの維持向上に関する件であります。

執行部から、各定例会を通して、市町村の行政体制における現状と課題、今後の市町村支援の在り方が説明され、審議を行いました。その中で、県内市町村のニーズ調査の結果・分析、県の市町村支援の方向性の取りまとめが説明されました。

これに対し、委員から、地方創生など市町村の取組を県がどう支援していくか、との質疑があり、執行部から、市町村におけるそれぞれの地域の長期的・客観的な変化・課題の見通しとなる「地域の未来予測」について、地方制度調査会（地制調）答申の中での県の役割は、市町村の求めに応じてその作成支援・サポートをしていくものと示されている。市町村の課題や取組の方向性を共有し、一緒になって進めて参りたい、との答弁がありました。

次に、委員から、民間から登用されたDX人材により、行政の公平性、中立性の維持が懸念され、総務省はデジタル行政の最高責任者に現役の民間人材を登用することは想定していないとの見解と思われるが、県内市町村にそのような事例はあるか、との質疑があり、執行部から、今のところ、民間人材がCIOに就任した事例は聞いていないが、新年度に改めて状況把握に努めたい、との答弁がありました。

次に、委員から、DX推進の取組においては、個人情報のデータが収集されるので個人情報保護の観点を念頭に置くように、との意見が出されました。

以上が、本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査する必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおり、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。地域対策特別委員長の報告といたします。